

重大な専利権侵害紛争の行政裁決弁法

(意見募集稿)

第一条 知的財産保護の全面的な強化に関する党中央の方策手配を徹底し、公平に競争する市場秩序を確実に守り、専利権者と社会公衆の合法的權益を保障するために、『中華人民共和国専利法』(以下、「専利法」という)、『中華人民共和国専利法実施細則』及び関連する法律・法規・規則に基づいて、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局は、専利法第七十条第一項にいう全国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争(以下、「重大な専利権侵害紛争」という)の行政裁決を担当する。

第三条 本弁法にいう重大な専利権侵害紛争とは、以下のいずれかに該当する場合を指す。

- (一) 重大な公共利益に関わる場合
- (二) 業界の発展に重大な影響を与える場合
- (三) 省・自治区・直轄市を跨ぐ重大事件に該当する場合
- (四) その他の国家知識産権局が行政裁決を行うべき重大事件に該当する場合

第四条 重大な専利権侵害紛争に対する行政裁決を請求する場合は、第三条にいう状況に合致するとともに、以下の条件を満たさなければならない。

- (一) 請求人が専利権者又は利害関係者であること
- (二) 明確な被請求人がいること
- (三) 明確な請求事項と具体的な事実、理由があること
- (四) 当事者がこれまでに当該専利権侵害紛争について人民法院に提訴していないこと

第五条 重大な専利権侵害紛争に対する行政裁決を請求する場合、『専利行政法執行弁法』の関連規定に基づいて請求書及び関連証明資料を提出すると同時に、被請求人の所在地又は権利侵害行為地の省・自治区・直轄市の専利事業管理部門から発行された、第三条の状況に合致する関連証明資料を提出しなければならない。

第六条 請求が本弁法第四条に規定する条件を満たす場合、国家知識産権局は、請求書を受け取った日から15営業日以内に立件し、かつ、請求人に通知すると同時に、

3名以上の奇数の事件処理担当者を指名して合議体を結成し、事件処理に当てなければならない。事案が特に複雑な場合又は他の特殊な状況がある場合、承認を経て、立件期間を15営業日延長することができる。

請求が本弁法第四条に規定する条件を満たさない場合、国家知識産権局は、請求書を受け取った日から15営業日以内に請求に対して不受理を通知するとともに、理由を説明しなければならない。

国家知識産権局は、全国的に重大な影響を有する状況に至っていない事件について、管轄権のある地方の専利事業管理部門に移管して処理させることができる。

第七条 国家知識産権局は、業務上の必要性に応じて、関連する省・自治区・直轄市の専利事業管理部門に事件の処理を委託することができる。

省・自治区・直轄市の専利事業管理部門は、管轄区内の関連行政裁決処理請求について、事案が全国的に重大な影響を与える状況に該当すると認めた場合、国家知識産権局に報告して行政裁決を仰ぐことができる。

第八条 事件処理担当者は、国家知識産権局から発行された専利行政裁決法執行証明書を保有する者でなければならない。具体的な事件処理担当者は、国家知識産権局、専利局、地方の専利事業管理部門から選出することができる。専利局、地方の専利事業管理部門からの事件処理担当者は、人事関連規定に基づいて職場体験研修又は出向の手続を行わなければならない。

第九条 事件処理担当者が当事者と直接利害関係にある場合、忌避しなければならない。当事者は事件処理担当者の忌避を申請する権利を有する。当事者が忌避を申請する場合、理由を説明しなければならない。事件処理担当者の忌避については、事件処理担当部門の主要責任者が決定する。

第十条 国家知識産権局は、立件日から5営業日以内に請求書及びその添付書類の副本を被請求人に発送し、それらを受領した日から15日以内に答弁書を提出するとともに請求人の人数分の答弁書の副本を提出するよう要求しなければならない。被請求人が期間を過ぎても答弁書を提出しなかったとしても、事件の処理には影響を及ぼさない。

国家知識産権局は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、専利権侵害紛争の行政裁決を行う際に、同一の専利権を侵害した事件を併合処理することができる。

第十一条 事件処理の過程において、請求人が被請求人の追加を申請した場合であって、共同被請求人の条件を満たすときは、国家知識産権局は追加の裁定を下し、その他の当事者に通知しなければならない。必要共同被請求人の条件を満たさないが請求条件を満たすときは、追加申請を却下し、別件で請求するよう請求人に告知しなければならない。被請求人がその他の当事者を被請求人として追加するよう要求した場合は、請求人に告知しなければならない。請求人が追加に同意した場合、追加を許可する旨の裁定を下す。請求人が同意しない場合、その他の当事者を第三者として追加することができる。被請求人又は第三者追加の請求は、口頭審理前に行われなければならない。そうでなければ、これを支持しない。

第十二条 当事者が確かに客観的な事由により関連証拠を収集することができない場合、書面にて国家知識産権局に調査・証拠収集をするよう請求することができる。国家知識産権局は、請求に応じて、関連証拠を調査・収集することができ、職権により関連証拠を自発的に調査・収集することもできる。

事件処理担当者が調査又は検査を行う場合、2名を下回ってはならず、かつ当事者又は関係者に証明書を提示しなければならない。

第十三条 事件処理担当者は、調査又は検査するに当たって、以下の職権を行使することができる。

(一) 関連当事者及びその他の関連機構や個人に質問し、専利権侵害被疑行為に関連する状況を調査する。

(二) 当事者の専利権侵害被疑行為の場所に対する現場検査を行う。

(三) 専利権侵害被疑行為に関連する製品を検査する。

調査又は検査に当たって、当事者又は関係者はこれに協力・服従し、拒絶、阻害してはならない。

業務上の必要性及び実情に応じて、国家知識産権局は、関連事件調査業務を関係地方の専利事業管理部門に委託することができる。

第十四条 専利権侵害紛争が複雑な技術的問題に関わり、検証・鑑定を行う必要がある場合、国家知識産権局は、当事者の請求に応じて関連機構に検証・鑑定を委託することができる。当事者が検証・鑑定を請求した場合、検証・鑑定機構については双方当事者が協議を経て確定することができる。協議が成立しなかった場合、国家知識産権局が指定する。検証・鑑定意見については、当事者の証拠調べを経て、初めて処理決定の証拠とすることができる。

当事者間で鑑定費用について取り決めがある場合、その取り決めに従う。取り決めがない場合、鑑定費用は鑑定申請者が先に立て替え、処理決定が下された時に責任者が負担する。

第十五条 国家知識産権局は、技術調査官を指名派遣して、事件処理に参加させ、技術調査意見を提出させることができる。関連する技術調査意見は、合議体が技術事実を認定するための参考とすることができる。

技術調査官は、専利審査と審判・無効審理部門、業界協会、大学、科学研究機構、企業・事業機構等における関連分野の技術者から選出することができる。具体的な管理弁法は、別途規定する。

第十六条 国家知識産権局は、事案の必要性に応じて口頭審理を行うか否かを決定する。口頭審理を行うことを決定した場合、少なくとも口頭審理の3営業日前に口頭審理の時間、場所を当事者に通知しなければならない。当事者が正当な理由なく参加を拒否した場合又は許可なしに途中で退出した場合、請求人に対しては請求の取下げと見なして処理し、被請求人に対しては欠席と見なして処理する。

第十七条 以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、事件の処理を中止することができる。

(一) 被請求人が係争専利権の無効宣告を請求し、かつ、国家知識産権局が受理した場合

(二) 一方の当事者が死亡し、相続人が処理に参加するか否かの意思表示を待つ必要がある場合

(三) 一方の当事者が民事行為能力を失い、法定代理人が確定していない場合

(四) 一方の当事者である法人又はその他の組織が終了し、権利義務を受け継ぐ者が確定していない場合

(五) 一方の当事者が、抵抗できない事由により、審理に参加することができない場合

(六) 当該事件が別の事件の審理結果に依拠しなければならないが、当該別の事件がまだ結審していない場合

(七) その他の処理を中止すべき場合

以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は事件の処理を中止しなくてもよい。

(一) 請求人の発行した検索報告書又は専利権評価報告書からは、実用新案又は意

匠専利権が専利権付与条件を満たさないとすべき欠陥が見られない場合

(二) 無効宣告手続において、既に当該実用新案又は意匠専利に対し有効を維持する旨の決定を下されている場合

(三) 当事者からの中止理由が明らかに成立しない場合

第十八条 以下のいずれかに該当する場合、国家知識産権局は、事件を取り下げることができる。

(一) 立件後、受理条件を満たしていないことが発覚した場合

(二) 請求人が処理請求を取り下げた場合

(三) 請求人が死亡又は抹消したが承継人がいない、又は承継人が処理請求を放棄した場合

(四) 被請求人が死亡又は抹消した、又は義務を負うべき者がいない場合

(五) その他の法により事件を取り消すべき場合

行政裁決期間において、関連専利権が無効と宣告された場合は、事件の処理を終了させることができる。上記権利無効宣告の決定が発効した行政裁決により取り消されたことを証明する証拠がある場合、権利者は別途請求することができる。

第十九条 国家知識産権局は当事者間の調停を組織することができる。双方当事者が合意に達した場合、国家知識産権局は、調停合意書を作成し、公印を押印するとともに、双方当事者がこれに署名又は押印する。調停が成立しなかった場合、行政裁決を速やかに行わなければならない。

第二十条 国家知識産権局は専利権侵害紛争を処理するに当たって、立件日から90日以内に処理決定を下さなければならない。事件が複雑で又はその他の事由により、所定の期間内に処理決定を下すことができなかつた場合、承認を経て、30日延長することができる。事案が特に複雑で又はその他の特殊な状況があり、延期しても処理決定を下すことができず、承認を経て引き続き延期することを決定した場合、延長の合理的な期間を同時に決定しなければならない。

事件処理過程において、中止、公告、検証・鑑定等の時間は、前項にいう事件処理期間に計上しない。請求変更、共同被請求人や第三者の追加を行った場合、事件処理期間は請求変更、共同被請求人や第三者の確定がなされた日から再計算する。

第二十一条 国家知識産権局は、行政裁決を下すに当たって、行政裁決書を作成し、かつ公印を押印しなければならない。行政裁決で専利権侵害行為が成立すると認定し

た場合、権利侵害行為を直ちに停止するよう命じ、かつ必要に応じて権利侵害行為の適時な制止に協力・助力するよう関係主管部門、地方政府の関係部門に通知しなければならない。当事者はこれに不服がある場合、行政裁決書を受け取った日から 15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に提訴することができる。法律に規定する場合を除き、訴訟期間中、行政裁決の執行を停止しない。被請求人が期間を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合は、人民法院に強制執行を申請することができる。

行政裁決が下された後、それを関連規定に従って社会に公開しなければならない。

第二十二條 事件処理担当者及びその他の従業員は職権乱用、職務怠慢、不正行為を行った、又は事件処理過程に知りえた営業秘密を漏洩した場合、まだ犯罪を構成していない者に対しては、法により政務処分が与えられる。犯罪の疑いがある者は、司法機関に移送して処理する。

第二十三條 本弁法に定めていないものについては、『專利行政法執行弁法』及び国家知識産権局による專利権侵害紛争の行政裁決に関する規定に従う。具体的な期限、忌避の審査承認、審理要件、決定手続等については別途規定する。

第二十四條 本弁法は国家知識産権局が解釈する。

第二十五條 本弁法は 2021 年 6 月 1 日から施行される。

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承ください。